

平成 28 年 6 月 13 日

国税庁長官 中原 広 殿
国税審議会長 岩崎 政明 殿

全国青年税理士連盟
会長 福島 重典
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5 - 2 1 - 1 2
代々木リビン 4 0 1 号
電話 0 3 - 3 3 5 4 - 4 1 6 2

改正税理士法第 3 条第 3 項に定める研修の指定のあり方についての要望書

私たち全国青年税理士連盟は、全国の約 3, 0 0 0 名の青年税理士が参加する団体です。私たちは納税者の権利擁護のために、より良い税理士制度・税務行政・税制が実現されることを目的に研究し、提言を行うなどの活動をしております。

さて、ご承知のとおり 6 月 3 日に国税審議会税理士分科会(以下、「分科会」という)が開催され、改正税理士法第 3 条第 3 項(以下、「改正法第 3 条第 3 項」という)に定める研修の指定について、その方向性が決定されました。

そもそもこの改正法第 3 条 3 項の目的・趣旨としては、国民のための税理士制度実現という観点から公認会計士への税理士資格自動付与廃止であり、研修指定のあり方としても税理士試験のいわゆる税法科目の合格者と同程度の学識を修得できる研修を指定するというものであります。

しかしながら、分科会が決定したその方向性を鑑みると、今後の研修の指定のあり方によっては、先にのべた法改正の目的・趣旨がいわば骨抜きになる可能性があります。

公認会計士法第 16 条 1 項や実務補習規程第 1 条を勘案すれば、実務補習の目的に「税理士として必要な知識や学識の習得が含まれていないこと」は明らかです。そもそも税理士と公認会計士とはその使命は異なっており、そのそれぞれの使命の担い手となり得る能力を測るために実施されるものが税理士試験や公認会計士試験であることは言うまでもありません。

このように実務補習の目的や互いの使命に差異があるにもかかわらず、実務補習の「内容面」につき何ら検討・評価を加えることなく、「形式面」(例えば、税法関係の考査全 10 回中の 2 回分の合格基準について、従来の各回 4 割以上に加え税法科目合計で 6 割以上という基準が追加など)を整えたことをもって税理士試験との同等性を確保、ということは全く根拠がないばかりか、今後ますます複雑化・多様化する社会における申告納税制度のもとでは国民の納税義務の適正な実現が妨げられることも十分考えられます。

当連盟におけるあるべき資格取得制度としては「税理士試験に合格した者のみに対して税理士資格を付与」という立場であります。しかし、分科会の決定通りに施行され、税理士試験のいわゆる税法科目の合格者と同程度の学識が担保できず、結果として、国民の納税義務の適正な実現が妨げられることがないように、法改正の目的・趣旨が貫徹されるためにも以下の内容を要望致します。

<要望事項>

今般の分科会で決定した方向性で税法に関する研修を指定した場合、公認会計士への税理士資格自動付与は従前と何ら変わらない。よって、貴殿におかれましては「税法に関する研修を指定しないこと」を要望する。

以上